

優先株ETFファンド(毎月分配型・ヘッジあり)

設定日 2009年12月11日
決算日 原則 毎月7日

アセットマネジメントOne

2017年8月7日現在

基準価額の推移(2009年12月11日～2017年8月7日)

(設定日前日を10,000としています)



・基準価額は、信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「信託報酬」をご覧ください。
・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算を行い表示しています。

基準価額

	2017/8/7	2017/7/7
当ファンド	9,599円	9,631円

2017年8月7日および2017年7月7日の基準価額は分配落後です。

基準価額の高値・安値 (2017年7月8日～2017年8月7日)

	高値 (日付)	安値 (日付)
当ファンド	9,660円 (7月25日)	9,599円 (8月7日)

資産構成

内訳	2017/8/7	2017/7/7
優先株ETFマザーファンド	98.1%	99.4%
その他資産	1.9%	0.6%
純資産	3,051 百万円	2,842 百万円
元本	3,178 百万円	2,951 百万円

実質組入比率

内訳	2017/8/7	2017/7/7
外国投資信託証券	97.6%	98.5%

・当ファンドはマザーファンドを通して運用を行っております。
・比率および構成比は、マザーファンドの比率および構成比を当ファンドベースに換算した実質比率です。
・当ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算を行い表示しています。
・基準価額は、当ファンドの信託報酬控除後の価額です。
・分配金は1万口当たりです。

分配金実績

※分配金は税引前の金額。

2013年分	2014年分	2015年分
600円	600円	600円
2016年分	2017年分	設定来合計
600円	400円	4,550円

分配金の推移(最近12期分)

※分配金は税引前の金額。

81期	82期	83期	84期
2016/9/7	2016/10/7	2016/11/7	2016/12/7
50円	50円	50円	50円
85期	86期	87期	88期
2017/1/10	2017/2/7	2017/3/7	2017/4/7
50円	50円	50円	50円
89期	90期	91期	92期
2017/5/8	2017/6/7	2017/7/7	2017/8/7
50円	50円	50円	50円

基準価額の騰落率

	当ファンド
1カ月	0.2%
3カ月	1.2%
6カ月	3.9%
1年	1.0%
3年	13.7%
5年	21.8%
設定来	50.0%

※当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。 ※当資料に掲載した図、表、数値、コメント等はすべて過去のものであり、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。 ※当資料は信頼できる情報に基づき作成していますが、その内容の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料は事前の通知なしに内容を変更することがあります。 ※投資信託は、リスクを含む商品(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)であり、元本の保証はありません。 ※取得申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)等の書面をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただいたうえで、投資に関してご自身でご判断ください。

2017年8月7日現在

コメント

あくまで作成時点での見解等を開示したもので、将来の市場環境の変動やファンドの値動き等を保証するものではありません。

【市況】

10年債利回りは、イエレンFRB(米連邦準備制度理事会)議長がインフレに対して慎重な見方を示したことや、米国の政治的な不透明感の高まりなどを背景に低下しました。

ニューヨーク・ダウ工業株30種平均は、米長期金利低下や原油価格上昇などを背景に、月半ばにかけて、おおむね堅調に推移しました。また、大手企業の4-6月期決算が市場予想を上回ったことなどもあり、下旬以降、史上最高値を更新し続け期末を迎えました。

【運用状況】

優先株ETFマザーファンド受益証券を高位に組み入れました。また、当ファンドの実質外貨建資産相当額を、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減に努めました。

マザーファンドの運用に関しましては、資金の流入に対して、iShares U. S. Preferred Stock ETFなどを買い増しました。このような運用の結果、当ファンドの基準価額は0.19%の上昇(分配金込み)となりました。

ETF投資先について

各優先株ETFでのそれぞれの上位10銘柄と投資比率

	iShares U.S. Preferred Stock ETF		PowerShares Financial Preferred Portfolio		PowerShares Preferred Portfolio	
	PFF		PGF		PGX	
	銘柄名	比率	銘柄名	比率	銘柄名	比率
1	WELLS FARGO & COMPANY SERIES L	2.9%	HSBC Holdings PLC	7.1%	HSBC Holdings PLC	2.9%
2	ALLERGAN PLC	2.6%	Barclays Bank PLC	3.2%	Barclays Bank PLC	2.7%
3	HSBC HOLDINGS PLC	2.4%	Wells Fargo & Co	2.9%	HSBC Holdings PLC	2.6%
4	BLK CSH FND TREASURY SL AGENCY	1.8%	BB&T Corp	2.8%	Wells Fargo & Co	2.5%
5	GMAC CAPITAL TRUST I	1.7%	PNC Financial Services Group Inc/The	2.7%	Deutsche Bank Contingent Capital Trust V	2.3%
6	BARCLAYS BANK PLC	1.7%	Wells Fargo & Co	2.4%	Citigroup Inc	1.7%
7	CITIGROUP CAPITAL XIII	1.5%	HSBC Holdings PLC	2.3%	BB&T Corp	1.6%
8	HSBC HOLDINGS PLC	1.4%	ING Groep NV	2.2%	Bank of America Corp	1.5%
9	BECTON DICKINSON AND COMPANY	1.4%	Citigroup Inc	2.1%	PNC Financial Services Group Inc/The	1.5%
10	WELLS FARGO & COMPANY	1.3%	JPMorgan Chase & Co	2.0%	JPMorgan Chase & Co	1.5%

2017年8月7日現在(日本時間)に各ETF開示サイト等から入手した直近データを基にアセットマネジメントOne作成

優先株ETFの各種データ

	PFF	PGF	PGX
配当利回り(税引前) (過去12ヵ月配当額/直近時価)	5.6%	5.3%	5.6%
直近時価	US\$39.11	US\$19.13	US\$15.15
保有銘柄総数	287銘柄	93銘柄	257銘柄

- ・このページのデータは、各投資先ETF設定会社の開示サイト等より記載しております。表示方法は各投資先ETF設定会社の開示サイト等に準じています。ETFの各種データ等の権利は各投資先ETF設定会社が有しています。
- ・上記の各数値は、参考のため掲載しているもので、将来の運用成果や市況変動を示唆するものでもありません。なお、数値は変更となる場合があります。

※当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。※当資料に掲載した図、表、数値、コメント等はすべて過去のものであり、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。※当資料は信頼できる情報に基づき作成していますが、その内容の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料は事前の通知なしに内容を変更することがあります。※投資信託は、リスクを含む商品(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)であり、元本の保証はありません。※取得申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)等の書面をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただいたうえで、投資に関してご自身でご判断ください。

- 当ファンドは、主としてマザーファンドを通じて、世界主要先進国の優先株を投資対象とする上場投資信託などに投資します。実質的に組み入れた証券の値動きや信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- 購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など(目論見書補完書面を含む)の内容をよくお読みください。

ファンドの特色

1. 優先株ETFマザーファンドを通じて、主として世界主要先進国の優先株を投資対象とする上場投資信託(以下「優先株ETF」といいます。)に実質的に投資し、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。また、個別の優先株に直接投資する場合があります。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※ETF(上場投資信託)とは、Exchange Traded Fund(取引所で売買される投資信託)の略で、取引所に上場されている投資信託のことをいいます。

※優先株ETFおよび優先株の合計実質組入比率については、原則として高位を保ちます。

マザーファンドの運用方針

- ・主として世界主要先進国の優先株ETFに投資します。また、個別の優先株に投資する場合があります。
- ・投資対象とする優先株ETFは、主として米ドル建ての上場優先株を組み入れたものとします。
- ・優先株ETFについては、規模、流動性、利回り水準、参照する優先株指数の差異などを総合的に判断し、銘柄およびその配分比率を決定します。

2. 原則として、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

◆ただし、為替ヘッジにより為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、基準価額が為替変動による影響を受ける場合があります。

当ファンドの資金動向、市況動向などにより、また、その他やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わないことがあります。

3. 原則として、毎月7日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。
これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは実質的な投資対象を優先株とするため、次のような「優先株への投資に伴う固有のリスク」が存在します。また、優先株に関する規制や税制などの変更があった場合、これらのリスク特性が一部変化する可能性があります。

配当金支払いに関するリスク	債券の利払いと異なり、配当金は一般に発行体の取締役会などの裁量において支払いを停止することが可能です。そのため、優先株の実質発行体が業績不振などに陥った場合に配当金支払いを行わない可能性が高まり、当該優先株の価格が大きく下落する可能性があります。また、同一の実質発行体により複数の優先株が発行されている場合には、優先順位の低い優先株については配当が支払われない可能性もあります。
繰上償還リスク	一般に優先株には繰上償還条項が付与されており、繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境などの要因によって予定された期日に元本の繰上償還が実施されなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。また、反対に、相対的に高利回りの優先株が繰上償還された場合に、同程度の利回りの代替投資先が見つからず、ポートフォリオ全体の平均利回りが低下する場合があります。
普通株の価格変動によるリスク	優先株から普通株に転換できる条項が付く場合には、その実質発行体の普通株の価格変動が優先株の価格にも影響を及ぼす可能性があります。その結果、優先株の株価が下落する可能性があります。
低格付証券のリスク	優先株には信用格付けが投資適格未満となるものも含まれます。一般に、このような低格付証券は投資適格証券に比べ元利金の支払い能力や流動性の面で劣る傾向があります。例えば、財務面や支払い優先順位で劣るため、景気下降局面などにおいては所定の元利金の支払いができず、債務不履行に陥る可能性があります。また、市場全体の取引が低迷している場合などでの流動性および市場価格は、発行体の財務状況にかかわらず、投資家が持つネガティブな印象から悪影響を受ける可能性があります。加えて、優先株の発行体が実質的破綻状態であると規制当局が判断した場合や特定の財務条項に抵触した場合など、元本の全額または一部削減や普通株への転換が破綻前に執行されることもあります。したがって、状況によって普通株より支払い優先順位が劣後する可能性があります。

また、当ファンドには次のようなリスクがあり、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。多くの優先株には債券に類似した収益特性がありますので、これらの影響を受けて優先株の価格が下落して当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる可能性があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。なお、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う場合、外貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。外貨よりも円の金利が低い場合は、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

次ページに続きます。

ファンドの主な投資リスク

前ページからの続きです。

特定の業種への集中投資リスク	一般に優先株の実質発行体の多くは金融機関となっています。個別金融機関の財務内容および収益動向などに加えて、金融機関を監督する金融当局の行政方針や金融システムの状況など、金融セクター固有の要因によるリスクが伴います。したがって、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
投資信託証券に投資するリスク	当ファンドが実質的に組み入れる投資信託証券の関係法人(運用会社などを含む)におけるファンド運営業務、設立国や売買市場国などでの規制当局の動向、法制度や税務制度などの変更が、間接的に当ファンドの運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

商品分類	追加型投信／内外／株式
購入単位	(当初元本1口=1円) 購入単位は販売会社またはお申込コースにより異なります。 お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2コースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社またはアセットマネジメントOneにお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込不可日	以下に定める日には、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	2019年12月9日(2009年12月11日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などには、繰上償還することがあります。
決算日	毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。
課税関係	収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して所定の税率により課税されます。 当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合などには、課税上の取り扱いが変更になる場合があります。

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用	
購入時	購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3.0%) を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。詳しくは販売会社またはアセットマネジメントOneにお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額 ありません。
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用	
保有期間中	運用管理費用(信託報酬) 日々のファンドの純資産総額に 年率1.08%(税抜1.0%) を乗じて得た額とします。 ※ファンドが実質的に投資対象とする優先株ETFは市場の需給により価格形成されるため、優先株ETFの費用は表示していません。
	その他の費用・手数料 監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

◎手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

◎詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)、運用報告書などでご確認いただけます。

委託会社、その他の関係法人

- 委託会社: アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
ファンドの運用の指図などを行います。
 - 受託会社: 三井住友信託銀行株式会社 ファンドの財産の保管および管理などを行います。
 - 販売会社:
 - ・株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
 - ・岡安証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号
加入協会: 日本証券業協会
 - ・大山日ノ丸証券株式会社 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号
加入協会: 日本証券業協会
 - ・楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
 - ・株式会社東日本銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第52号
加入協会: 日本証券業協会
- 募集・販売の取り扱い、投資信託説明書(目論見書)などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。

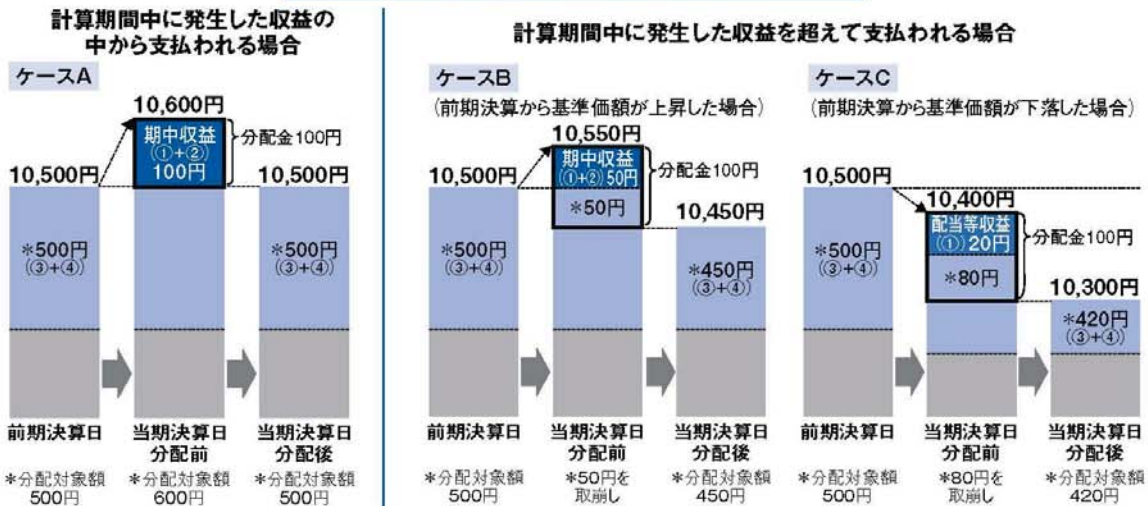
収益分配金に関する留意事項

●投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

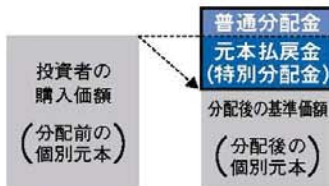
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

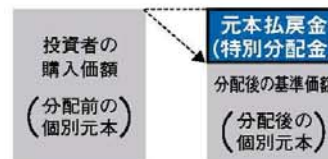
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目録見書)をご覧ください。